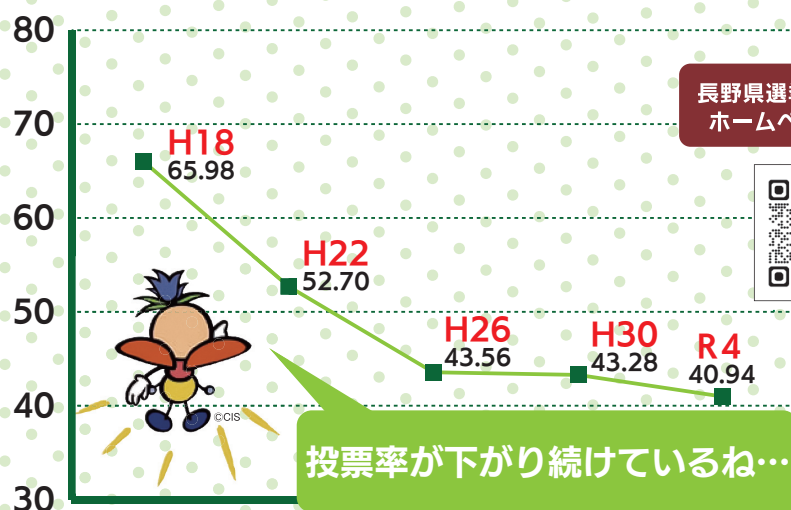


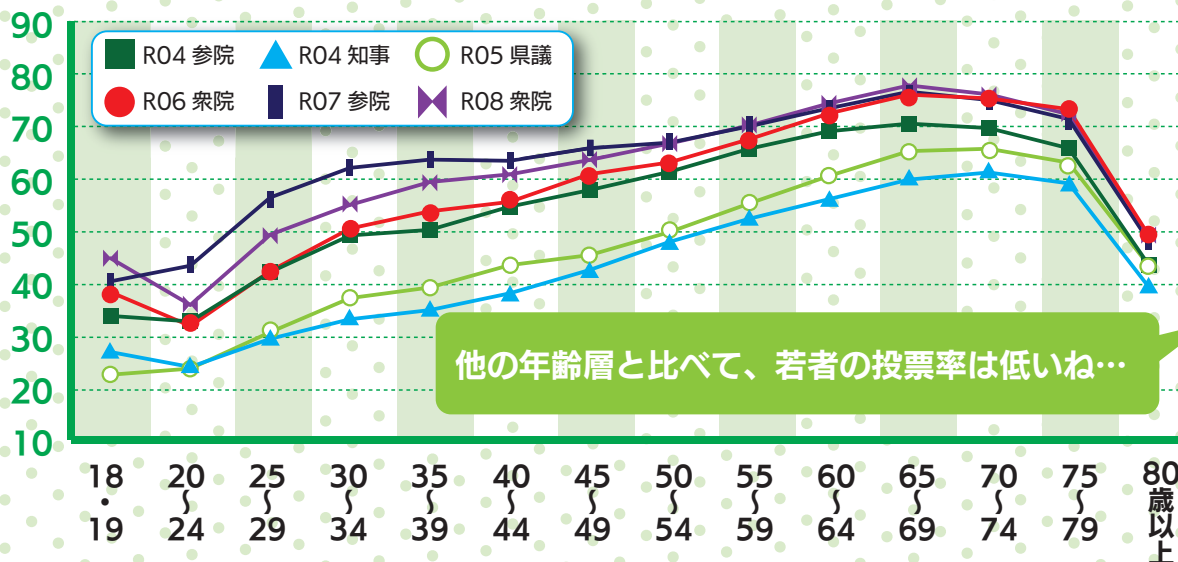
8月9日は 長野県知事選挙の 投票日です!

伝えよう、自分の気持ち!

●県知事選挙の投票率の推移



●各種選挙の年齢層別投票率



投票方法に関する Q&A

Q

投票日当日に用事があって投票に行けない場合はどうすればいいんだろう？

A

投票日当日に用事があるなら、「期日前投票」をしてみよう！

投票日に用事がある場合には、市役所や町村の役場などに設けられる「期日前投票所」で投票ができます。

期日前投票ができる期間は、告示日の翌日(7月24日)から投票日の前日(8月8日)まで。時間は、原則午前8時30分から午後8時までで、土日でも大丈夫。

投票方法も、基本的には投票日当日と同じです。

夜8時までなら
学校帰りに
期日前投票が
できるわ！

Q

引っ越しして、まだ住民票を移していないけれど、どこで投票できるんだろう？

A

前の住所地(住民票のある市町村)に行って投票するか、現在の住所地で「不在者投票」ができます。

※県内に住民票がある人に限ります。

1 前の住所地に行って投票をする

期日前投票

引っ越し前の市町村の期日前投票所

告示日の翌日(7月24日)から投票日の前日(8月8日)までに前の住所地の期日前投票所に行って、期日前投票を行う。

投票日当日の投票

引っ越し前の市町村の投票所

投票日の当日(8月9日)に前の住所地の投票所に行って、投票を行う。

2 現在の住所地の選挙管理委員会で不在者投票をする

STEP 1

市役所・町村役場

選挙管理委員会

宣誓書兼請求書

市町村選挙管理委員会から「宣誓書兼請求書」の用紙を取り寄せます。

STEP 2

「宣誓書兼請求書」に必要事項を記載して、郵便等で引っ越し前の市町村選挙管理委員会に投票用紙などを請求します。

STEP 3

引っ越し前の市町村選挙管理委員会から投票用紙、不在者投票用封筒、不在者投票証明書が郵便等で送られてきます。

STEP 4

現在住んでいる市町村の選挙管理委員会

投票箱

これらを持って、現在住んでいる市町村選挙管理委員会に行って投票します。

(注)送られてきた投票用紙に、家などであらかじめ候補者の氏名等を記載してはいけません。また、開けてはいけない封筒(不在者投票証明書が入った封筒)がありますので、これを開けてはいけません。市町村によっては、不在者投票の投票用紙等をオンラインで請求できます。詳しくは選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会にお問い合わせください。